

文書名	役員報酬規程				版	4	頁数	1 / 3
文書番号	Q-53	発行日	令和5年3月16日	承認		審査		作成
発行部門	評議員会							

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法光明会（以下「法人」という。）定款第21条の規定に基づき、役員（理事および監事）および評議員（以下「役員等」とする）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、本法人の理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、理事長および常務理事、常勤理事、常勤監事等の役員としての職務執行を常勤で行う者及び職員を兼務し職員給与規程に基づく給与を受けている者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項で定める報酬その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、役員としての職務遂行に伴い発生する交通費、出張旅費等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、役員に役員としての職務執行の対価として報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給する。
 - (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給する。
- 2 評議員については、定款第8条の規定により無報酬とする。ただし費用弁償は支給する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める範囲内の額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程の第13条の規定に準じる額
- (3) 出張旅費については、旅費等支給規程に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 通勤手当については、費用弁償として支給し、旅費等支給規程に定める額
- (3) 出張旅費については、旅費等支給規程に定める額

(常勤役員の報酬額の決定)

第6条 本規程第4条に定める全常勤役員の報酬総額は、年間1,000万円以内とする。

- 2 常勤役員の個々の報酬額については、別表1に定める範囲内の額で、評議員会において決定するものとする。
- 3 理事が職員を兼務している場合、職員として受ける財産上の利益及び退職手当は第1項に含まれない。

(本法人職員給与との併給不可)

第7条 常勤理事で職員を兼務する者に対しては、就業規則および職員給与規程に基づく職員給与を支給する。職員としての職務とは別に、役員としての職務に応じて報酬等を支給する。ただし、同一業務に対する併給はしない。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程の第8条に準じた日とする。

文書名	役員報酬規程				版	4	頁数	2 / 3
文書番号	Q-53	発行日	令和5年3月16日	承認		審査		作成
発行部門	評議員会							

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した場合、その場で現金精算または翌月25日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程の第8条に準じた日とする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額および本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日および土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 3 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(車両の貸与)

第10条 法人は、常勤役員であって、理事長または常務理事である者に対して、職務の執行のため必要であると理事会が承認した場合は、法人の所有する車両を当該役員が専ら使用する車両として貸与することができる。

(端数の処理)

第11条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第12条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

[改版履歴]

版数	改版日	変更内容	担当
1	平成29年5月24	新規作成	
2	令和3年6月24日	全面改訂	小澤
3	令和4年3月17日		小澤
4	令和5年3月16日	別表2	

文書名	役員報酬規程				版	4	頁数	3 / 3
文書番号	Q-53	発行日	令和5年3月16日	承認		審査		作成
発行部門	評議員会							

別表1 (常勤役員の年間報酬の上限額)

役職名	年間報酬の上限額
理事長	4,800,000円
常務理事	4,200,000円
常勤理事	3,600,000円
常勤監事	3,000,000円

別表2 (非常勤役員等の報酬等)

(1) 評議員

区 分	摘 要
評議員会への出席	日 額 5,000円

なお、日額には費用弁償を含めることができる。

(2) 理事

区 分	適 用
理事会等会議への出席	日 額 5,000円
理事長が命じる業務への出席	日 額 10,000円 (半日5,000円)

なお、理事長が命じる業務への出席のための出勤は、半日単位の報酬額支給を可とする。

なお、日額には費用弁償を含めることができる。

(3) 監事

区 分	適 用
理事会等会議への出席	日 額 5,000円
理事長が命じる業務への出席	日 額 10,000円 (半日5,000円)
監事監査への出席等	日 額 10,000円 (半日5,000円)

なお、監事監査への出席のための出勤は、半日単位の報酬額支給を可とする。

なお、日額には費用弁償を含めることができる。